

公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、交響管弦楽その他音楽の普及振興を図り、もって文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大阪フィルハーモニー交響楽団を編成し、演奏活動を行うこと。
 - (2) 青少年の音楽鑑賞および演奏に関する指導を行い、その普及啓発を行うこと。
 - (3) 大阪フィルハーモニー会館の市民への貸与を通じて、音楽文化の普及をはかること。
 - (4) その他この法人の目的達成のための必要な事業を行うこと。
2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。
 3. その他の事業として、公益事業の推進に資するために次の事業を行う。
 - (1) 不動産の賃貸の事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
 - (2) 贊助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
2. 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下、「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。
 3. 贊助会員は、この法人の総会における議決権その他の権利を有しないとともに義務も負わない。

(会員資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 法人 1 口 20 万円
個人 1 口 5 万円

(2) 賛助会員 年間 5 万円以上

2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

3. 既納の会費その他拠出金は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 正会員全員の同意があったとき。

(6) 会費を 3 年以上滞納したとき。

(退会)

第 9 条 会員は、理事長に理由を付して退会届を提出することにより、その理由の如何を問わず、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、第 5 条第 1 項第 1 号の正会員をもって組織し、その議決権は 1 人につき 1 個とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種別及び招集)

第 12 条 総会は定時総会と臨時総会の 2 種類とする。

2. 定時総会は、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とし、毎事業年度の終了後、5 月もしくは 6 月に理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
4. 前項のほか、正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、理事長が招集する。
5. 総会の招集は、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の日の一週間前までに通知を発する。
ただし、総会に出席しない正会員が書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使することができるとしている場合は、総会の日の二週間前までに通知を発する。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任または解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)事業報告及び収支決算についての事項
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびに財産目録の承認
- (6)定款の変更
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(決議)

第 15 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 総会では通知書に掲げた事項についてのみ議決することができる。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

4. 理事または監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行う。

(書面による議決権行使等)

第16条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条第1項の議決権の数に算入する。

2. 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人により議決権行使することができる。
この場合において、前条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第17条 理事または正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決事項の正会員への通知)

第18条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員全員に通知する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印のうえこれを保存する。

第5章 役員、職員及び名誉会長

(役員の設置)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 20名以上30名以内

(うち理事長1名、常任理事4名以上12名以内、常務理事1名を置き、専務理事1名を置くことができる)

(2)監事 2名または3名

2. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事会は、その決議により、理事の中から理事長、専務理事、常任理事、常務理事を選任する。
3. 理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4. 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
3. 専務理事は、理事長を補佐するとともに、特定の事務を処理する。
4. 専務理事及び常任理事は、理事長が必要と認めたときに常任理事会を構成する。
 - (1) 常任理事会は、理事長が必要に応じ招集し、議長となる。
 - (2) 常任理事会を構成する専務理事及び常任理事は、理事長が付議する事項について意見を述べ、理事長の意思決定を補佐する。
5. 常務理事は理事長、専務理事及び常任理事を補佐し、日常の業務全般について執行する。
6. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は互選により常務監事を定めることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された理事または監事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事または監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数の決議をもって行う。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 27 条 この法人は、一般社団・財団法人法に定める役員のこの法人に対する役員の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、一般社団・財団法人法に定める外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 100,000 円以上で理事会の決議によりあらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(職員)

第 28 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は理事長が任免する。ただし、常務理事は理事長の指示の範囲内で、任免権限を行使することができる。
3. 重要な使用人の選任及び解任については、理事会の決議による。
4. 職員は有給とする。

(名誉会長、顧問等)

第 29 条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会の決議により、理事長が任命する。
3. 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に対し意見を述べることができる。
4. 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種別及び招集)

第 31 条 理事会は定時理事会と、臨時理事会の 2 種類とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上開催することとし、原則として毎年2月もしくは3月及び5月もしくは6月に理事長が招集する。
3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が發せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団・財団法人法の規定に基づき、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、または監事が理事会を招集したとき。
4. 理事会の招集は、理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発する。
ただし、理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常任理事、常務理事、名誉会長、顧問の選任及び解任

2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 定款に定める役員のこの法人に対する損害賠償責任の免除
3. この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第 22 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事が記名押印のうえこれを保存する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
(1)財産目録に記載された資産
(2)事業または財産から生じる収入
(3)正会員及び賛助会員の会費
(4)補助金及び寄付金
(5)その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が善良な管理者の注意をもって管理する。
2. 重要な財産の処分については、あらかじめ理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により行う。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等による贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日または当該合併の日から 1 カ月以内に、国

もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

附 則

- この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この法人の最初の理事長は小林庄一郎、常務理事は佐々木楠雄とする。
- 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成26年6月19日一部改定）

この定款の一部改定は、第3回定時総会にて議決された日（平成26年6月19日）から施行する

附 則（平成27年6月19日一部改定）

この定款の一部改定は、第4回定時総会にて議決された日（平成27年6月19日）から施行する

附 則（平成28年6月15日一部改定）

この定款の一部改定は、第5回定時総会にて議決された日（平成28年6月15日）から施行する